

補助金調書

補助金名	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金				担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL:711-4054)
交 付 先	■ 団体	自治協議会、自治会・町内会等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期	前年度に意向調査書を提出した団体:R7.4月～6月 上記以外の団体:R7.5月～7月 ※第一次受付の結果を踏まえて、 第二次受付(R7.8月～11月)を行う可能性があります。			
(公募の場合) 応募要件	自治協議会、自治会・町内会等の団体の総意により設置を決定した団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	14	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】犯罪の抑止効果や犯罪が発生した時の犯人の特定及び検挙に効果のある街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向けた取り組みを支援する。 【補助対象事業】防犯カメラ、録画機器装置等の購入費用及び設置工事費用、防犯カメラの設置を示す表示板の設置費用。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	防犯カメラが犯人検挙の決め手となった等の報道により、地域からのニーズは年々高くなっており、補助事業を継続し防犯カメラの更なる普及・促進を図っていく必要があるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費】防犯カメラ、録画機器装置等の購入及び設置工事に係る経費、防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る経費。 【補助金の算定】補助対象経費の75%以内(1,000円未満切捨)。＜上限額＞①自立柱(ポール)を建設のうえ、録画装置を有する防犯カメラ又は、録画装置を有しない防犯カメラ及び録画装置を設置する場合・・・1台につき250,000円を上限額。②上記以外(既存ポール、壁に設置等)・・・1台につき200,000円を上限額。ただし、同一の録画装置に複数の防犯カメラを設置する場合、2台目以降については、1台につき100,000円を限度とし、録画装置を有しない防犯カメラのみ又は録画装置のみを設置する場合は、各1台につき100,000円を限度とする。＜上限台数＞1団体につき4台を限度。(複数年度にわたる申請可能)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度
	件	126 件		100 件		92 件
	76,486 千円	57,937 千円		44,397 千円		38,215 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	令和6年度は126団体327台の交付決定を行い、犯罪の多発地域や通学路となっている道路、公園などの公共空間を撮影する該当防犯カメラの設置補助を行った。					
補助金交付 による効果	ひったくりや性犯罪などの市民が不安に感じる犯罪の抑止効果、事件等が発生した場合の早急な解決などの効果により、通学路・通勤路の安全確保など防犯環境に配慮したまちづくりを促進。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。